平成２４年（フ）第１６１０号
横浜市瀬谷区阿久和南４丁目４番地２　ＳＨビル三ツ境301
債務者　白石　正美
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６１８号
横浜市港北区篠原東２丁目18番20―102号
債務者　峯村　　昇
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６２８号
横浜市中区長者町１丁目１番地14　ホテルミライ601号室
債務者　和田　真也
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６５３号
横浜市港北区下田町３丁目13番１号　２Ｅ号室
債務者　宮島　雄一
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月28日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６５６号
横浜市旭区左近山16番地４　左近山団地１街区21棟101号
債務者　峯村　喜夫
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６７０号
神奈川県藤沢市円行１丁目１番地の23　アパートモンブラン201号室
債務者　板屋誠こと　イタヤ・ダニエル・マコト
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３２４号
岡山県玉野市奥玉３丁目３番13号
債務者　東條　泰三
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１１３号
島根県出雲市東林木町714番地
破産者　有限会社坂本食品工業所
1　決定年月日　平成24年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第７号
島根県出雲市浜町103番地１
破産者　株式会社サンハウス
1　決定年月日　平成24年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第２８８号
埼玉県東松山市箭弓町２丁目８番29号
破産者　大進設備工業株式会社
1　決定年月日　平成24年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２４５７号
東京都港区芝大門２丁目２番２号、旧本店所在地東京都渋谷区恵比寿３丁目５番５号
破産者　有限会社ダルク
1　決定年月日　平成24年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５１６５号
東京都練馬区光が丘７丁目７―２―504
破産者　松元　龍治
1　決定年月日　平成24年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７６５号
愛知県春日井市六軒屋町３丁目147番地
破産者　株式会社ブルーム
1　決定年月日　平成24年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９５１号
兵庫県三木市志染町青山３丁目12番地の３
破産者　有限会社ジェイピーピー
1　決定年月日　平成24年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２９０号
神戸市北区道場町生野1172番地の880
破産者　有限会社スタジオクー
1　決定年月日　平成24年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０９号
岐阜県大垣市室町１丁目57番地
破産者　株式会社都市計画
1　決定年月日　平成24年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第１２８号
鳥取県西伯郡大山町御来屋65番地
破産者　有限会社丸武物産
1　決定年月日　平成24年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１８７号
岡山市南区豊成２丁目３番９号　フォレストグランドＡ101、旧住所岡山県倉敷市堀南744番地25
破産者　栄田　　勲
1　決定年月日　平成24年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部